

埼玉労働局一般公示第74号の件

2024年 8 月 9日

埼玉労働局 御中

送付枚数 4枚 (本紙含む)



上記の件につきまして、下記の書類を送付いたしますのでご査収のほど
よろしくお願い申し上げます。

記

[添付書類]

・ 特定 (産業別) 最低賃金に関する意見書 (埼玉労働局一般公示第74号の件)	1通
・ 神奈川県最低賃金表	1通
・ 大阪府最低賃金表	1通



特定（産業別）最低賃金に関する意見書

埼玉労働局一般公示第74号の件

2024年 8月 9日



特定（産業別）最低賃金改定に関わる事業者として近年の現状報告など意見を述べる機会がこちらでできるとの事で発言させていただきたく存じます。

弊社では、光学レンズ製造業をパート従業員3名と家族2人で経営しているのですが、近年の消耗品・光熱費・備品・運送費など含め物価高騰もあり、先方より注文を受ける立場の中小企業では価格転嫁できず交渉する事も受注減少につながることもあり、労務費の負担も大きくなっています。

その要因も令和2年から令和5年で約最低賃金100円up、本年度も考えると約150円upとなると価格転嫁できていない中小企業の声は周りでも多く聞いていますし、弊社も直面しております。オートメーション化が進み弊社でもスタートボタンを押しレンズの交換だけで他よりも時給が高く雇用しても、他の会社の方が時給が高くすぐに退職してしまうという状況が近年とても多く感じます。

覚える前に退職になり、受注はあり仕事はあっても人員が足りない事もあります。

ここにきてまた大幅賃金アップがある事を考えると余力もなくもう一人従業員を増やす選択肢は考えられず会社として機能しなくなります。

今を守る、今の従業員を守るのに精一杯です。

大手メーカーや名前が分かる会社は、余力もあり選択肢もあると思いますが、中小の小企業の選択肢は「やる」か「やめる」かの考えになってしまいます。

現状廃業している所も多く分業で成り立っている所はかなり厳しい状況です。

価格転嫁できていない状況は間違いなく、しかも再見積りがあっても他県の同業者の方が安く単価を付け、単価負けしている事も多く感じます。そこには人件費も大きく関係しております。

私の考えとして、R6年12月1日より

特定（産業別）最低賃金を【埼玉県最低賃金】の同額にしていただきたい

東京都・神奈川県はすでに特定（産業別）最低賃金は無く、都県の最低賃金！

大阪府では府最低賃金と特定最低賃金の差が最高で6円です！

全国最低賃金の上位埼玉県4位の上位3都府県ではこの様に取り組んでいます！！

労働者を守る事も大切ですが、もうそろそろ企業も守るべきではないでしょうか？

当たり前ですが、仕事がなくなれば会社はなくなり失業者が増えます。

でもそれが現状で、現場の声です。

※参考資料として、神奈川県と大阪府の最低賃金表を添付いたします

特定（産別）最低賃金額改正一覧

年度	神奈川県建設業			建設業			鉄鋼業			非鉄金属製造業			一般機械器具製造業			電気機械器具製造業			輸送用機械器具製造業			自動車小売業		
	日額	時間額	発効日	日額	時間額	発効日	日額	時間額	発効日	日額	時間額	発効日	日額	時間額	発効日	日額	時間額	発効日	日額	時間額	発効日	日額	時間額	発効日
平成3年度	4,570	572	H3.10.4	5,368	671	H4.1.10	5,224	653	H3.12.30	4,904	613	H3.12.30	5,176	647	H3.12.25	5,092	637	H3.12.20	5,128	641	H3.12.20	5,128	641	H4.1.10
平成4年度	4,762	600	H4.10.1	5,595	699	H4.12.16	5,450	683	H4.12.26	5,048	644	H4.12.26	5,394	677	H4.12.20	5,307	665	H4.12.24	5,344	671	H4.12.26	5,344	670	H4.12.9
平成5年度	4,910	619	H5.10.1	5,768	721	H5.12.24	5,626	705	H5.12.26	5,275	664	H5.12.26	5,562	699	H5.12.5	5,476	687	H5.12.17	5,510	692	H5.12.12	5,510	692	H5.12.26
平成6年度	5,028	634	H6.10.1	5,907	740	H6.12.21	5,765	722	H6.12.25	5,455	686	H6.12.25	5,700	715	H6.12.7	5,610	705	H6.12.11	5,644	708	H6.12.10	5,643	709	H6.12.16
平成7年度	5,144	648	H7.10.1	6,043	756	H7.11.23	5,900	738	H7.12.24	5,624	707	H7.12.24	5,834	732	H7.11.23	5,740	722	H7.12.9	5,784	726	H7.12.17	5,784	726	H7.12.22
平成8年度	5,252	662	H8.10.1	6,177	773	H8.11.22	6,035	755	H8.12.28	5,776	726	H8.12.28	5,970	750	H8.12.13	5,872	739	H8.12.22	5,920	744	H8.12.25	5,917	744	H8.12.25
平成9年度	5,368	677	H9.10.1	6,312	791	H9.11.15	6,174	772	H9.11.30	5,914	743	H9.11.30	6,108	767	H9.11.27	6,007	756	H9.12.4	6,061	761	H9.11.20	6,060	761	H9.11.28
平成10年度	5,465	690	H10.10.1	6,425	805	H10.12.6	6,288	786	H10.12.6	6,024	768	H10.12.6	6,221	782	H10.12.4	6,116	771	H10.12.18	6,172	776	H10.11.20	6,171	776	H10.12.13
平成11年度	5,514	696	H11.10.1	6,475	811	H11.12.1	6,345	793	H11.11.24	6,080	765	H11.11.24	6,277	789	H11.11.21	6,172	778	H11.12.2	6,228	783	H11.11.17	6,227	783	H11.11.26
平成12年度	5,558	701	H12.10.1	6,524	816	H12.11.29	6,396	799	H12.11.22	6,130	771	H12.11.22	6,329	795	H12.11.17	6,224	784	H12.11.23	6,278	789	H12.11.17	6,277	789	H12.12.2
平成13年度	5,596	706	H13.10.1	6,562	821	H13.11.25	6,440	805	H13.11.9	6,171	777	H13.11.9	6,372	801	H13.11.14	6,266	790	H13.11.14	6,321	795	H13.11.11	6,320	795	H13.11.18
平成14年度	廃止	706	H14.10.1	6,562	822	H14.11.24	6,448	806	H14.11.20	6,179	778	H14.11.20	6,380	802	H14.12.21	6,274	791	H14.12.26	6,329	796	H14.11.30	6,335	796	H14.11.28
平成15年度	廃止	707	H15.10.1	廃止	823	H15.11.23	廃止	807	H15.11.27	廃止	778	H15.11.27	廃止	803	H15.12.20	廃止	792	H15.12.13	廃止	797	H15.12.6	廃止	797	H15.12.18
平成16年度	廃止	708	H16.10.1	廃止	825	H16.12.19	廃止	809	H16.11.28	廃止	780	H16.11.28	廃止	805	H16.12.9	廃止	794	H16.12.19	廃止	799	H16.12.19	廃止	799	H16.12.11
平成17年度	廃止	712	H17.10.1	廃止	828	H17.12.14	廃止	812	H17.12.18	廃止	783	H17.12.18	廃止	808	H17.12.11	廃止	797	H17.12.2	廃止	802	H17.12.14	廃止	802	H17.12.16
平成18年度	廃止	717	H18.10.1	廃止	833	H18.12.20	廃止	819	H18.12.20	廃止	788	H18.12.20	廃止	813	H18.12.20	廃止	802	H18.12.20	廃止	807	H18.12.20	廃止	806	H18.12.20
平成19年度	廃止	736	H19.10.1	廃止	843	H19.12.20	廃止	830	H19.12.20	廃止	799	H19.12.20	廃止	824	H19.12.20	廃止	813	H19.12.20	廃止	818	H19.12.20	廃止	815	H19.12.20
平成20年度	廃止	766	H20.10.1	廃止	853	H20.12.20	廃止	840	H20.12.20	廃止	808	H20.12.20	廃止	834	H20.12.20	廃止	824	H20.12.20	廃止	828	H20.12.20	廃止	824	H20.12.20
平成21年度	廃止	789	H21.10.1	廃止	858	H21.12.25	廃止	843	H21.12.25	廃止	814	H21.12.25	廃止	837	H21.12.25	廃止	829	H21.12.25	廃止	832	H21.12.25	廃止	828	H21.12.25
平成22年度	廃止	818	H22.10.1	廃止	865	H22.12.20	廃止	851	H22.12.20	廃止	821	H22.12.20	廃止	844	H22.12.20	廃止	836	H22.12.20	廃止	839	H22.12.20	廃止	836	H22.12.20
平成23年度	廃止	836	H23.10.1	廃止	871	H23.12.21	廃止	857	H23.12.21	平成23年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			廃止	849	H23.12.21	廃止	843	H23.12.21	廃止	845	H23.12.21	廃止	842	H23.12.21
平成24年度	廃止	849	H24.10.1	廃止	877	H25.3.1	廃止	864	H25.3.1	平成24年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			廃止	857	H25.3.1	廃止	854	H25.3.1	廃止	855	H25.3.1	平成24年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
平成25年度	廃止	868	H25.10.1	廃止	884	H26.3.15	廃止	874	H26.3.15	平成25年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成25年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。	廃止	873	H26.3.15	平成25年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成25年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。				
平成26年度	廃止	887	H26.10.1	廃止	894	H27.3.1	平成26年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成26年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成26年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			廃止	890	H27.3.1	平成26年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成26年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
平成27年度	廃止	905	H27.10.1	平成27年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成27年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成27年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成27年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成27年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成27年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成27年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
平成28年度	廃止	930	H28.10.1	平成28年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成28年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成28年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成28年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成28年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成28年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成28年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
平成29年度	廃止	956	H29.10.1	平成29年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成29年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成29年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成29年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成29年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成29年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成29年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
平成30年度	廃止	983	H30.11.1	平成30年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成30年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成30年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成30年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成30年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成30年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			平成30年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
令和元年度	廃止	1011	R1.10.1	令和元年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和元年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和元年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和元年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和元年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和元年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和元年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
令和2年度	廃止	1012	R2.10.1	令和2年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和2年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和2年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和2年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和2年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和2年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和2年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
令和3年度	廃止	1040	R3.10.1	令和3年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和3年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和3年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和3年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和3年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和3年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和3年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
令和4年度	廃止	1071	R4.10.1	令和4年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和4年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和4年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和4年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和4年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和4年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和4年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		
令和5年度	廃止	1112	R5.10.1	令和5年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和5年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和5年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和5年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和5年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和5年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。			令和5年度は改正されなかったため、 神奈川県最低賃金額となります。		



令和5年度大阪府内の最低賃金


大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
塗料製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びびふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務 (1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方
鉄鋼業	1,066円 (令和5年12月1日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,068円 (令和5年12月1日)	
自動車・同附属品製造	1,068円 (令和5年12月1日)	
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	
自動車小売業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)	備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。



賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

